

日本インナーブランディング協会 会則

（名称）

第1条

本会は、日本インナーブランディング協会（Japan Inner Branding Association 略称：JIBA（ジバ））と称する。

2. 本会は法人格を有しない任意団体とし、将来の法人化を目指す。

（目的）

第2条

本会は、以下の目的をもって会の事業を推進する。

（1）インナーブランディングの本質の訴求、認知度の向上、業界（市場）の成長の促進、ひいては日本を支える中堅中小企業の発展に寄与する。

（2）無形資産の価値向上、業績向上の礎としてのインナーブランディングの拡大を促進する。

（事業）

第3条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）勉強会の開催による知識や情報の提供。

（2）イベント開催による、参加者同士のつながりの強化。

（3）本会の活動の認知度向上のため、外部広報活動を行う。

（4）その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

（構成）

第4条

本会は、本会の目的に賛同して入会した会員をもって構成する。

2. 会員以外の者であっても、役員会が許可する勉強会やイベントへの参加は可能とする。

（役員）

第5条

本会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 2名

（3）専務幹事 2名（事業運営担当1名、組織運営担当1名）

（役員の任期）

第6条

1. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員の任務）

第7条

1. 会長は、本会を代表して会務を掌る。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
3. 専務幹事は、本会の事業運営および組織運営に関わる一切の実務・幹事会業務を掌理する。

（顧問）

第8条

1. 本会に、顧問をおくことができる。
2. 顧問は、会長が役員会にはかりこれを委嘱する。

（会員の種別）

第9条

本会の会員は、以下の通りとする。なお、いずれの会員も反社会的勢力と関係がないことを入会の条件とする。

- （1）JIBA Member（無料会員）
 - （2）JIBA Plus（有償会員）
 - （3）JIBA IB-Pro（有償会員）
2. 会員の入会資格、年会費、有効期限、各種特典および非会員の参加条件等の詳細については、役員会が別に定め、Webサイト等に掲示する。

（入会および更新）

第10条

本会への入会を希望する者は、所定の手続きを行い、役員会の承認（または入会確認）および所定の会費の納入をもって会員資格を取得する。

2. 有料会員の有効期間は入会年月より1年間とし、更新手続きまたは退会申し出がない限り自動更新とする。

（退会および除名）

第11条

1. 会員は、退会希望月の前月末までに所定の方法で本会に通知することにより、任意に退会することができる。

2. 会員がすでに納付した会費等は、理由の如何を問わず返還しない。
3. 会員が本会の名誉・信用を著しく損なう行為があったとき、または会則に違反したときは、役員会の決議によって除名することができる。

（経費および財務管理）

第12条

本会の経費は、会費・事業収入・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

（財務・事務局の委託）

第13条

本会の事務局業務、会計事務および資金管理（口座運用を含む）は、当面の間、株式会社ブライトンパートナーズに委託するものとする。

（個人情報の管理）

第 14 条

本会は、事業の運営に伴い取得した個人情報について、個人情報保護法および本会が別に定めるプライバシーポリシーに従い、適切に管理・運用する。

（事業年度）

第 15 条

本会の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

（免責事項）

第 16 条

本会が提供する情報、サービス、イベント等により参加者または第三者に生じた損害について、本会に故意または重過失がない限り、本会および役員は一切の責任を負わない。

（その他）

第 17 条

この会則の施行にあたり必要な事項は、会長が役員会にはかり別に定める。

附 則

本会則は、令和 8 年 8 月 26 日より施行する。